

議発第4号

「公立の義務教育諸学校の適正な教職員数の維持・確保を求める意見書」の提出について

掛川市議会は、地方自治法第99条の規定により、「衆議院議長」「参議院議長」「内閣総理大臣」「総務大臣」「財務大臣」「文部科学大臣」に対し、「公立の義務教育諸学校の適正な教職員数の維持・確保を求める意見書」を裏面のとおりに提出する。

令和7年3月25日提出

提出者

掛川市議会議員

松本均	高橋篤仁	鷲山記世
安田彰	大井正	山田浩司
橋本勝弘	石川紀子	嶺岡慎悟
富田まゆみ	藤澤恭子	勝川志保子
寺田幸弘	鈴木久裕	藤原正光
窪野愛子	二村禮一	草賀章吉
山本行男	松浦昌巳	

公立の義務教育諸学校の適正な教職員数の維持・確保を求める意見書

令和2年に改正された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の附帯決議に基づき文部科学省が実施した教員勤務実態調査によると、教員の長時間勤務について一定程度の改善は見られるものの、依然として長時間労働が常態化しており、心身の健康への影響が懸念される状況にある。更なる業務負担の軽減と働き方改革の推進が求められる。また、教員の職場環境の厳しさが影響し、平成12年度に13.3倍であった全国の教員の採用倍率は、令和5年度は3.4倍と低下しており、教職員不足が全国的な課題となっている。静岡県内においても定数未配置の学校が存在し、教職員の人材確保は喫緊の課題である。特に、今後の教育界を支える志ある優れた人材を確保していくためには、教職の魅力を高め、志望者を増やすための環境整備が不可欠である。

よって国においては、公立の義務教育諸学校の適正教職員数を維持・確保していくため、下記事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の改正による定数改善を進めること。
- 2 校務のDXによる業務効率化や業務内容の見直しを進めるなど、さらなる働き方改革の推進を強力に支援すること。
- 3 教職調整額を直ちに現行の4%から10%に引き上げるとともに、時間外勤務を抑制するための法整備を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月25日

静岡県掛川市議会